

事務所便り 7月号



いつもお世話になっております。

本格的な夏の前に、木々の緑が色濃くなってまいりました。

蒸し暑い日が続いておりますが、お身体ご自愛下さい。



固定資産税・都市計画税の減免制度

◇固定資産税等の減免制度の創設

固定資産税は事業用の家屋や設備に対して課税されています。この税金は、所有する家屋や設備の評価額に対して課税されるので、たとえ業績が悪化し赤字となっても課税されることとなり、家屋や設備を多く保有する事業では金額も大きくなってきます。そこで、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が大幅に減少している中小企業者・小規模事業者の納税負担を軽減するために、固定資産税・都市計画税を減免する制度が創設されました。

◇適用対象者

中小事業者（法人・個人）を対象とし、令和2年2月～10月の任意に継続する3月の期間の事業収入が

(1)前年同期比 30%～50%未満減少の場合：

1/2 軽減

(2)前年同期比 50%以上減少の場合：全額免除

◇軽減対象

(1)設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）

(2)事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

※事業用であっても土地は軽減の対象となりません。

◇申請方法

令和3年1月31日までに、『認定経営革新等支援機関等』の確認を受けて固定資産税を納付する市町村に必要な書類とともに軽減を申請します。

なお、市町村による申請受付開始は令和3年1月からを予定しています。今のうちに下記の件を準備してください。

・令和2年2月～10月と前年同期の事業収入を確認し証明できる会計帳簿等

・法人の場合は令和2年度の課税明細書、償却資産税の申告書控え、固定資産明細書、個人事業者の場合は、法人で用意する資料以外に、事業専用割合がわかる資料を用意してください。

申請書式が公表されたら、各種誓約書等を作成する必要もありますので、ご注意ください。



テレワーク導入の活用税制

◇中小企業経営強化税制とは

中小企業経営強化税制とは、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択適用できるものです。これまで、生産性向上設備（A類型）、収益力強化設備（B類型）が対象になっておりましたが、新たにデジタル化設備（C類型）が対象に加わりました。今回のコロナをきっかけにテレワーク等を促進するために税制が拡充されました。

◇対象設備について

デジタル化設備とは、下記のいずれかに該当する投資計画を達成するために必要不可欠な設備です。

1. 遠隔操作

- 1) デジタル技術を用いて遠隔操作をすること
- 2) 以下のいずれかを目的とすること
 - A) 事業を非対面で行うことができるようにすること
 - B) 事業に従事する者が、通常行っている業務を、通常出勤している場所以外の場所で行うことができるようにすること

2. 可視化

- 1) データの集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと
- 2) 1)のデータが、現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること
- 3) 1)により事業プロセスに関する最新の状況を把握し経営資源等の最適化※を行うことができるようにすること

3. 自動制御化

- 1) デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようにすること
 - 2) 1)の指令が、現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化するためのものであること
- ※「経営資源等の最適化」とは、「設備、技術、個人の有する知識及び技能等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」をいいます。

※デジタル化設備（C類型）を取得する経営力向上計画を申請される方は、計画申請の際、経済産業局によるデジタル化設備に関する確認書が必要になります。

田坂税理士事務所

<http://www.tasaka-tax.com/>

～人生の役に立たない雑学 vol.87～

